

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部調整課（下水道管理担当）・各方面管理事務所管理課（備考欄のとおり）
処分課（担当）名	建設局 各方面管理事務所管理課
処分の名称	下水道の敷地の占有者の原状回復
概要	占有者は占有期間が満了したとき等は、直ちに工作物その他の物件を撤去し原状に回復して、その旨を市長に届け出なければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例施行規則第27条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次に掲げる場合、下水道の敷地の占有者は直ちに工作物その他の物件を撤去し原状に回復して、その旨を市長に届け出なければなりません。 (1) 占有期間が満了した場合 (2) 占有期間中に占有を終了した場合 (3) 占有許可の取消があった場合
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	東部方面管理事務所管理課 06-6969-5841 （管轄行政区：都島、旭、城東、鶴見、天王寺、東成、生野） 西部方面管理事務所管理課 06-6567-6491 （管轄行政区：大正、浪速、西成、中央、西、港） 南部方面管理事務所管理課 06-6686-1240 （管轄行政区：住之江、住吉、阿倍野、東住吉、平野） 北部方面管理事務所管理課 06-6462-1434 （管轄行政区：福島、此花、西淀川、北、淀川、東淀川）